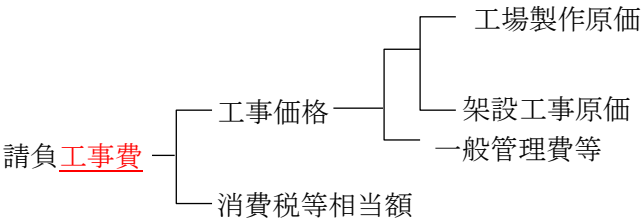
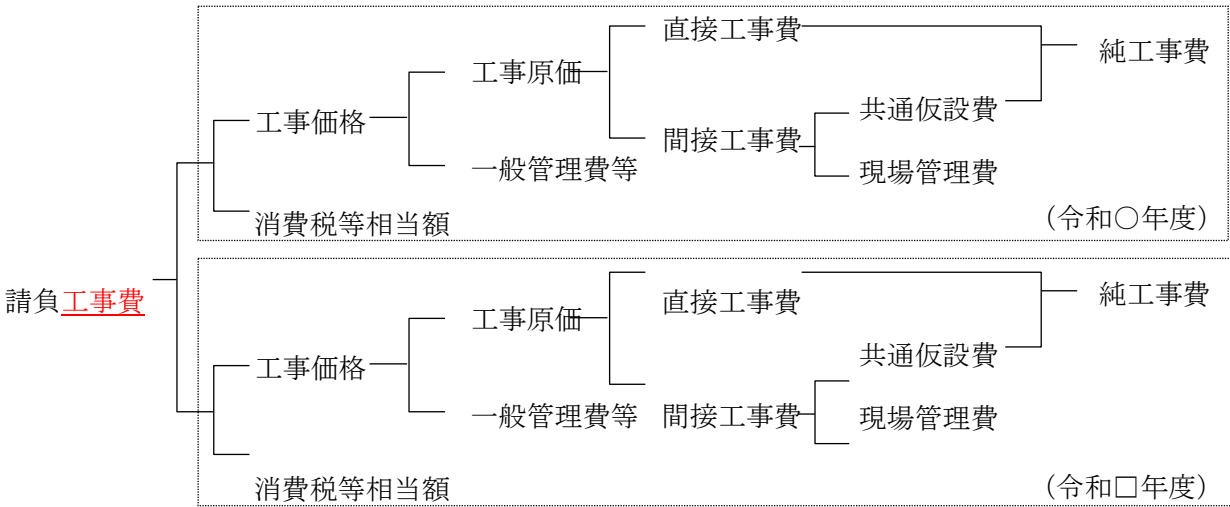


改 正 後	現 行
第 1 趣旨 この要領は、森林整備保全事業（治山関係事業及び林道関係事業をいう。）における工事の設計書に計上すべき当該工事の工事費（以下「請負工事費」という。）の算定について必要な事項を定めることにより、請負工事の予定価格を適正にすることを目的とする。 森林整備保全事業の設計書の作成に関する事務取扱については、次の要領等に定められるもののほか、この要領に定めるところに準拠して行うものとする。 1～21 （略） 22 災害関連山村環境施設復旧事業実施要領（平成 9 年 4 月 1 日付け <u>9</u> 林野基第 86 号） 23～26 （略） 第 2 （略） 第 3 設計書の構成 森林整備保全事業の請負工事に係る設計書は、積算書及び設計図から構成されるものとし、その構成は次のとおりとする。 1 積算書の構成 積算書の構成は、次によるものとする。 (1) （略） (2) 鋼橋製作 ア 工場製作 請負<u>工事費</u> 工事価格 工場製作原価 一般管理費等 消費税等相当額 直接工事費 間接工事費 材料費 製作費 工場塗装費 間接労務費 工場管理費 純工事費 イ 架設工事 請負<u>工事費</u> 工事価格 架設工事原価 一般管理費等 消費税等相当額 直接工事費 間接工事費 輸送費 架設費 現場塗装費 床版工事費 共通仮設費 現場管理費 純工事費	第 1 趣旨 この要領は、森林整備保全事業（治山関係事業及び林道関係事業をいう。）における工事の設計書に計上すべき当該工事の工事費（以下「請負工事費」という。）の算定について必要な事項を定めることにより、請負工事の予定価格を適正にすることを目的とする。 森林整備保全事業の設計書の作成に関する事務取扱については、次の要領等に定められるもののほか、この要領に定めるところに準拠して行うものとする。 1～21 （略） 22 災害関連山村環境施設復旧事業実施要領（平成 9 年 4 月 1 日付け 林野基第 86 号） 23～26 （略） 第 2 （略） 第 3 設計書の構成 森林整備保全事業の請負工事に係る設計書は、積算書及び設計図から構成されるものとし、その構成は次のとおりとする。 1 積算書の構成 積算書の構成は、次によるものとする。 (1) （略） (2) 鋼橋製作 ア 工場製作 請 負 <u>工 事</u> 工事価格 工場製作原価 一般管理費等 消費税等相当額 直接工事費 間接工事費 材料費 製作費 工場塗装費 間接労務費 工場管理費 純工事費 イ 架設工事 請 負 <u>工 事</u> 工事価格 架設工事原価 一般管理費等 消費税等相当額 直接工事費 間接工事費 輸送費 架設費 現場塗装費 床版工事費 共通仮設費 現場管理費 純工事費

ウ 一括請負の場合
工場製作から現場架設まで、一括請負とする場合には次のとおりとする。



(3) 維持工事（複数年度の国債工事）
工種区分が道路維持工事のうち、管理を目的とした維持的工事を複数年度に渡って工期を設定し、発注する場合は、次のとおり年度ごとに工事内容を分けて積算するものとする。
(2 か年国債の例)



なお、請負工事費を含む事業費の構成は、次のとおり。
(事業費の構成) (略)
(注) (略)

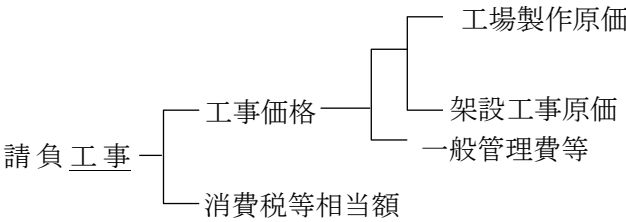
2 (略)

第4・第5 (略)
第6 請負工事費の積算基準

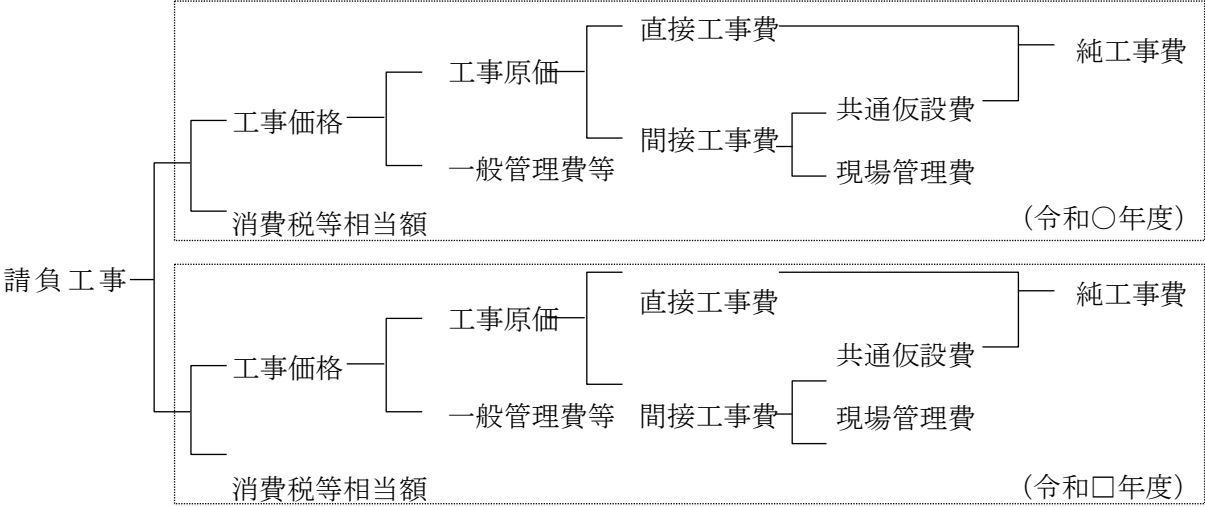
積算書は、次の要領により作成するものとする。

- 1 請負工事費の積算
 - (1) (略)
 - (2) 間接工事費 (略)
 - ア 共通仮設費 (ア)・(イ) (略)
 - (ウ) 運搬費
 - a (略)
 - b 積算区分
 - (a) (略)
 - (b) 直接工事費に計上される運搬費
 - (i) 鋼桁、門扉等工場製作品の運搬
 - (ii) (略)
 - c 積算方法
 - (a) 質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

ウ 一括請負の場合
工場製作から現場架設まで、一括請負とする場合には次のとおりとする。



(3) 維持工事（複数年度の国債工事）
工種区分が道路維持工事のうち、管理を目的とした維持的工事を複数年度に渡って工期を設定し、発注する場合は、次のとおり年度ごとに工事内容を分けて積算するものとする。
(2 か年国債の例)



なお、請負工事費を含む事業費の構成は、次のとおり。
(事業費の構成) (略)
(注) (略)

2 (略)

第4・第5 (略)
第6 請負工事費の積算基準

積算書は、次の要領により作成するものとする。

- 1 請負工事費の積算
 - (1) (略)
 - (2) 間接工事費 (略)
 - ア 共通仮設費 (ア)・(イ) (略)
 - (ウ) 運搬費
 - a (略)
 - b 積算区分
 - (a) (略)
 - (b) 直接工事費に計上される運搬費
 - (i) 鋼桁、門扉、工場製作品の運搬
 - (ii) (略)
 - c 積算方法
 - (a) 質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

i ・ ii （略）

表 6－7 （略）

表 6－8 建設機械運搬方法

機械名	規格	車載		備考
		車種	機械質量 (t)	
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m	R	28.50 <u>(27.00)</u>	<u>()内は排ガス対策型(2014 年規制)の場合の機械質量</u>
スタビライザ(路床改良用)～バックホウ (超ロングアーム型) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) （略）

(b) 仮設材等の運搬
(略)

表 6－9 基本運賃表

表 （略）

(注) 1. 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県内に発注機関が存在する場合は、裸書き運賃を適用し、それ以外の道県については () 内運賃を適用する。

ただし、沖縄については、100 km以下のみ適用とし、100 kmを超える場合は、別途考慮する。

2 ・ 3 （略）

表 6—10 （略）

(c) （略）

(d) 重建設機械分解・組立

i （略）

ii 分解・組立てに使用するクレーンは、次表を標準とする。

i ・ ii （略）

表 6－7 （略）

表 6－8 建設機械運搬方法

機械名	規格	車載		備考
		車種	機械質量 (t)	
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m	R	28.50	
スタビライザ(路床改良用)～バックホウ (超ロングアーム型) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) （略）

(b) 仮設材等の運搬
(略)

表 6－9 基本運賃表

表 （略）

(注) 1. () 内の運賃については、各発注機関において () 内運賃を適用するよう規定されている場合に適用する。

ただし、沖縄については、100 km以下のみ適用とし、100 kmを超える場合は、別途考慮する。

2 ・ 3 （略）

表 6—10 （略）

(c) （略）

(d) 重建設機械分解・組立

i （略）

ii 分解・組立てに使用するクレーンは、次表を標準とする。

表 6－13 適用建設機械

機械区分		規格	分解組立用クレーン	
			機械名	規格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 （クローラ式） トンネル用機械		表 6－12 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（ <u>2014 年規制</u> ）	25 t 吊
ブルドーザ		21t 級以下	ラフテレーンクレーン	25t 吊
		44t 級以下	油圧伸縮ジブ型	
			排出ガス対策型（ <u>2011 年規制</u> ）	
地盤改 良機械	中層混合処理機	質量 60t 以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（ <u>2014 年規制</u> ）	25t 吊
		質量 120t 以下		
	サト [®] パ [®] イル打機	質量 60t 以下		60t 吊
	粉体噴射攪拌機	質量 120t 以下		
	深層混合処理機	質量 180t 以下		
クローラクレーン系		35 t 吊以下（クラムシェル平積 0.6 m ³ 含む。）	ラフテレーンクレーン	25 t 吊
		80 t 吊以下（クラムシェル平積 2.0 m ³ 以下含む。）	油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（ <u>2014 年規制</u> ）	
		150 t 吊以下（クラムシェル平積 3.0 m ³ 以下含む。）	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型	60 t 吊
		300 t 吊以下	排出ガス対策型（ <u>第 3 次基準値</u> ）	
トラッククレーン系		表 6－12 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型、排出ガス対策型 （ <u>2014 年規制</u> ）	70 t 吊
		200 t 吊以上 360 t 吊以下	リフター〔せり上げ能力〕	50 t
		550 t 吊以下		
クローラ式杭打機		質量 60 t 以下	ラフテレーンクレーン	60 t 吊
		質量 100 t 以下	油圧伸縮ジブ型、排出ガス対策型 （ <u>2014 年規制</u> ）	
		質量 150 t 以下		
オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕		表 6-12 参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラ チスジブ型・ <u>基礎工事用</u> ・ 排出ガス対策型（ <u>2014 年規 制</u> ）〕 <u>70～90t</u> 吊を使用す る場合	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジ ブ型・ <u>基礎工事用</u> ・排出ガス対策 型（ <u>2014 年規制</u> ）〕	<u>70 ～ 90 t</u> 吊
		（ <u>削る。</u> ）	（ <u>削る。</u> ）	100 t 吊

表 6－13 適用建設機械

機械区分		規格	分解組立用クレーン	
			機械名	規格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 （クローラ式） トンネル用機械		表 6－12 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（ <u>第 2 次基準値</u> ）	25 t 吊
ブルドーザ		21t 級以下	ラフテレーンクレーン	25t 吊
		44t 級以下	油圧伸縮ジブ型	
			排出ガス対策型（ <u>第 2 次基準値</u> ）	
地盤改 良機械	中層混合処理機	質量 60t 以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（ <u>第 2 次基準値</u> ）	25t 吊
		質量 120t 以下		
	サト [®] パ [®] イル打機	質量 60t 以下		60t 吊
	粉体噴射攪拌機	質量 120t 以下		
	深層混合処理機	質量 180t 以下		
クローラクレーン系		35 t 吊以下（クラムシェル平積 0.6 m ³ 含む。）	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型（ <u>第 2 次基準値</u> ）	25 t 吊
		80 t 吊以下（クラムシェル平積 2.0 m ³ 以下含む。）		
		150 t 吊以下（クラムシェル平積 3.0 m ³ 以下含む。）		60 t 吊
		300 t 吊以下		
トラッククレーン系		表 6－12 参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型、排出ガス対策型 （ <u>第 2 次基準値</u> ）	70 t 吊
		200 t 吊以上 360 t 吊以下	リフター〔せり上げ能力〕	50 t
		550 t 吊以下		
クローラ式杭打機		質量 60 t 以下	ラフテレーンクレーン	60 t 吊
		質量 100 t 以下	油圧伸縮ジブ型、排出ガス対策型 （ <u>第 2 次基準値</u> ）	
		質量 150 t 以下		
オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕		表 6-12 参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラ チスジブ型排出ガス対策型 （ <u>第 3 次基準値</u> ）〕 70t 吊を 使用する場合	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジ ブ型 排出ガス対策型（ <u>第 3 次基 準値</u> ）〕	<u>70 t</u> 吊
		〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排出 ガス対策型（ <u>第 3 次基 準値</u> ）〕 100t 吊を使用 する場合	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジ ブ型 排出ガス対策型（ <u>第 3 次基 準値</u> ）〕	100 t 吊

	表 6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型・ <u>基 礎工事用・排出ガス対 策型（2014 年規制）</u> 〕 100t 吊を使用する場 合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジ ブ型・ <u>基礎工事用・排出ガス対策 型（2014 年規制）</u> 〕	
--	--	--	--

(注) (略)

iii 分解・組立ての歩掛は、次表を標準とする。

表 6-14 分解・組立 1 台 1 回当たり歩掛

機械区分	規格	労務歩掛 特殊作業員 (人) (分解＋組 立)	クレーン運 転歩掛(日) (分解＋組 立)	運搬費 率等 (%)	諸雑 費 (%)
ブルドーザ～オールケー シング掘削機（クローラ 式） （略）	（略）				
オールケーシング掘削機 （スキッド式）	〔本体工事でクロ ーラクレーン 〔油圧駆動式ウ インチ・ラチスジ ブ型排出ガス対 策型・ <u>基礎工事用 ・（2014 年規制）</u> 〕 <u>70～90t</u> 吊を使用 する場合〕	4.9	11.9(h)	490	4
	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	〔本体工事でクロ ーラクレーン 〔油圧駆動式ウ インチ・ラチスジ ブ型排出ガス対 策型・ <u>基礎工事 用・（2014 年規 制）</u> 〕100t 吊を使 用する場合〕	4.9	11.9(h)	361	3
地盤改良機械・トンネル 用機械（略）	（略）				

(注) (略)

	表 6-12 参照 〔本体工事でクローラ クレーン 〔油圧駆動式ウイン チ・ラチスジブ型排 出ガス対策型（ <u>2011 年規 制</u> ）〕100t 吊を使 用する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジ ブ型 排出ガス対策型（ <u>2011 年規 制</u> ）〕	
--	--	--	--

(注) (略)

iii 分解・組立ての歩掛は、次表を標準とする。

表 6-14 分解・組立 1 台 1 回当たり歩掛

機械区分	規格	労務歩掛 特殊作業員 (人) (分解＋組 立)	クレーン運 転歩掛(日) (分解＋組 立)	運搬費 率等 (%)	諸雑 費 (%)
ブルドーザ～オールケー シング掘削機（クローラ 式） （略）	（略）				
オールケーシング掘削機 （スキッド式）	〔本体工事でクロ ーラクレーン 〔油圧駆動式ウ インチ・ラチスジ ブ型排出ガス対 策型（ <u>第 3 次基準 値</u> ）〕70t 吊を使 用する場合〕	4.9	11.9(h)	490	4
	〔本体工事でクロ ーラクレーン 〔油圧駆動式ウ インチ・ラチスジ ブ型排出ガス対 策型（ <u>第 3 次基準 値</u> ）〕100t 吊を使 用する場合〕	<u>4.9</u>	<u>11.9(h)</u>	<u>370</u>	<u>3</u>
	〔本体工事でクロ ーラクレーン 〔油圧駆動式ウ インチ・ラチスジ ブ型排出ガス対 策型（ <u>2011 年規 制</u> ）〕100t 吊を使 用する場合〕	4.9	11.9(h)	361	3
地盤改良機械・トンネル 用機械（略）	（略）				

(注) (略)

(e)・(f) (略)
(エ)～(カ) (略)
(キ) 技術管理費
a (略)
b 積算方法
(a) 技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、上記 a の(a)から(c)のうち下記の項目とする。
i～iii
iv 完成図の作成及び電子納品等に要する費用
v～x vi (略)
(b) 上記以外で積み上げる項目は、次の各項目に要する費用とする。
i～iii (略)
iv I C T建設機械に要する以下の費用
(削る。)

(i)～(iv) (略)
v (略)

(ク)・(ケ) (略)
イ 現場管理費
(ア) (略)
(イ) 算定方法
現場管理費は、表 6－18（第 1 表から第 4 表）の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内として次式により算定するものとする。
現場管理費 ＝ 純工事費 × 現場管理費率（J o）
なお、純工事費については、第 6 の 1 (2) ア (i) a の「共通仮設費の率計算による部分」の表 6－2「間接工事費等の項目別対照表」によるものとする。
ただし、2 種以上の工種からなる工事は、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとする。
表 6－18 (略)

(ウ) 現場管理費率の補正
a 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正
(略)
(a) 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合
i (略)
ii 積雪寒冷地域の適用期間は、次表のとおりとする。
表 6－19 積雪寒冷地域の適用期間
(略)
iii (略)
iv 現場管理費の補正率は、次によるものとする。
補正率（％）＝冬期率×補正係数
冬期率＝
$$\frac{\text{12 月 1 日} \sim \text{3 月 31 日 (11 月 1 日} \sim \text{3 月 31 日) の冬期工事期間}}{\text{工 期}}$$

ただし、工期については、実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。また、冬期工事期間についても準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。
表 6－20 (略)

(b) (略)

b 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正

(e)・(f) (略)
(エ)～(カ) (略)
(キ) 技術管理費
a (略)
b 積算方法
(a) 技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、上記 a の(a)から(c)のうち下記の項目とする。
i～iii
iv 完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等に要する費用
v～x vi (略)
(b) 上記以外で積み上げる項目は、次の各項目に要する費用とする。
i～iii (略)
iv I C T建設機械に要する以下の費用
(i) 保守点検
(施工箇所が点在する工事においては、施工箇所ごとの施工数量によるものとするため、箇所ごとに必要額を計上するものとする。)
(ii)～(v) (略)
v (略)

(ク)・(ケ) (略)
イ 現場管理費
(ア) (略)
(イ) 算定方法
場管理費は、表 6－18（第 1 表から第 4 表）の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内として次式により算定するものとする。
現場管理費 ＝ 純工事費 × 現場管理費率（J o）
なお、純工事費については、「第 6 の 1 (2) ア (i) の共通仮設費の率計算による部分」の表 6－2 間接工事費等の項目別対象表」によるものとする。
ただし、2 種以上の工種からなる工事は、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとする。
表 6－18 (略)

(ウ) 現場管理費率の補正
a 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正
(略)
(a) 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合
i (略)
ii 積雪寒冷地の適用期間は、次表のとおりとする。
表 6－19 積雪寒冷地の適用期間
(略)
iii (略)
iv 現場管理費の補正率は、次によるものとする。
補正率（％）＝冬期率×補正係数
冬期率＝
$$\frac{\text{12 月 1 日} \sim \text{3 月 31 日 (11 月 1 日} \sim \text{3 月 31 日) までの工事期間}}{\text{工 期}}$$

ただし、工期については、実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。また、冬期工事期間についても準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。
表 6－20 補正係数

(b) (略)

b 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正

(a) 表6-21の適用条件に該当する場合、第6-18(第1表～第4表)の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

表6-21 地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
大都市(1)	舗装工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1
	道路維持工事			
大都市(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、 <u>鋼橋</u> 架設工事を対象とする。	1.2	2
	舗装工事			
	道路維持工事			
～(略)	～(略)	～(略)	～(略)	～(略)
山間僻地及び離島	全ての工種	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	8

(注)1 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

c (略)

(3) 一般管理費等及び消費税等相当額

ア 一般管理費等の算定

(略)

表6-22 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

(略)

(注)1 (略)

2. なお、工事原価については、第6の1(2)ア(i)a「共通仮設費の率計算による部分」表6-2「間接工事費等の項目別対照表」によるものとする。

イ (略)

(4) (略)

2 (略)

第7～第9 (略)

第10-1 治山関係事業の積算書の構成及び様式

積算書の構成及び様式は、次のとおりとする。

ただし、これにより難い場合は別に定めることができる。

1・2 (略)

別記様式

総設1号～総設5号 (略)

(a) 表6-21の適用条件に該当する場合、第6-18(第1表～第4表)の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

表6-21 地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
大都市(1)	舗装工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1
	道路維持工事			
大都市(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、 <u>鉄橋</u> 架設工事を対象とする。	1.2	2
	舗装工事			
	道路維持工事			
～(略)	～(略)	～(略)	～(略)	～(略)
山間僻地及び離島	全ての工種	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	8

(注)1 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

c (略)

(3) 一般管理費等及び消費税等相当額

ア 一般管理費等の算定

(略)

表6-22 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

(略)

(注)1 (略)

2. なお、工事原価については、「第6の1(2)ア(i)a 共通仮設費の率計算による部分」表6-2 間接工事費等の項目別対象表」によるものとする。

イ (略)

(4) (略)

2 (略)

第7～第9 (略)

第10-1 治山関係事業の積算書の構成及び様式

積算書の構成及び様式は、次のとおりとする。

ただし、これにより難い場合は別に定めることができる。

1・2 (略)

別記様式

総設1号～総設5号 (略)

設 1 号～設 12 号 （略）
設 13 号 設計変更理由書
（略）
記載注意
①・② （略）
③ 区分は、変更事項別とする。
1) 変更設計書の記載は原設計を黒書きし、変更部分を赤書きする。
2) （略）
3) 施工箇所の変更については、変更設計書を作成し、設計変更理由書を添付する。

設 14 号～設 16 号 （略）

第 10－2 （略）

第 11－1 治山関係事業の設計図の作成等

設計図は、原則としてこの要領に定めるもののほか、土木製図通則（J I S A 0101）及び土木製図基準（土木学会制定）を準用するものとする。

- 1 （略）
2 平面図
平面図は、当年度施工する構造物（附帯施設、指定仮設等を含む、以下同じ。）、仮基準点等の位置を明示した図面とする。
また、当該構造物の設計、施工に関連する既設構造物、次年度以降計画構造物及び他所管構造物（以下総称して「他の構造物」という。）並びに測量線、等高線その他設計、施工上必要なものを記入する。
なお、構造物に係る当年度施工、既設、他所管、次年度以降の図示区分並びにその他事業ごとの所要事項の図示事項、記入要領及び縮尺は、次表を原則とする。

事業名等	図示事項	記入要領等	縮尺
共通	①～⑦ （略）	① （略）	
復旧治山 予防治山 激特治山等	①・② （略）		（略）
防災林造成	①・② （略）		（略）
保安林整備 <u>等</u>	① 保安林改良 <u>等</u> 改良区域及び工種の配置等 山腹工事に準じた事項 ② （略）		山腹工事に準ずる。
地すべり等防止	①～③ （略）		（略）
保安林管理道整備			

3～9 （略）

第 11－2～第 11－4 （略）

附 則 この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

設 1 号～設 12 号 （略）
設 13 号 設計変更理由書
（略）
記載注意
①・② （略）
③ 区分は、変更事項別とする。
1) 設計書(変更)の記載は原設計を黒書きし、変更部分を赤書きする。
2) （略）
3) 施工箇所の変更について設計書を作成し、変更設計理由書を添付する。

設 14 号～設 16 号 （略）

第 10－2 （略）

第 11－1 治山関係事業の設計図の作成等

設計図は、原則としてこの要領に定めるもののほか、土木製図通則（J I S A 0101）及び土木製図基準（土木学会制定）を準用するものとする。

- 1 （略）
2 平面図
平面図は、当年度施工する構造物（附帯施設、指定仮設等を含む、以下同じ。）、仮基準点等の位置を明示した図面とする。
また、当該構造物の設計、施工に関連する既設構造物、次年度以降計画構造物及びほか所管構造物（以下総称して「ほかの構造物」という。）並びに測量線、等高線その他設計、施工上必要なものを記入するものとする。
なお、構造物に係る当年度施工、既設、他所管、次年度以降の図示区分並びにその他各事業ごとの所要事項の図示事項、記入事項、縮尺は次表を原則とする。

事業名等	図示事項	記入要領等	縮尺
共通	①～⑦ （略）	① （略）	
復旧治山 予防治山 激特治山等	①・② （略）		（略）
防災林造成	①・② （略）		（略）
保安林整備	① 保安林改良 <u>林</u> 改良区域及び工種の配置等 山腹工事に準じた事項 ② （略）		山腹工事に準ずる。
地すべり等防止	①～③ （略）		（略）
保安林管理道整備			

3～9 （略）

第 11－2～第 11－4 （略）

改 正 後					現 行				
別紙 森林整備保全事業建設機械経費積算要領					別紙 森林整備保全事業建設機械経費積算要領				
第 1 ～第 11 （略）					第 1 ～第 11 （略）				
別表第 1 ・別表第 2 （略）					別表第 1 ・別表第 2 （略）				
別表第 3 （略）					別表第 3 （略）				
No	機 械 名	規 格	燃料消費率(ℓ /kW/h) 改正	摘 要	No	機 械 名	規 格	燃料消費率(ℓ /kW/h) 改正	摘 要
1 ～ 33	(略)	(略)	(略)	(略)	1 ～ 33	(略)	(略)	(略)	(略)
34	コンクリート吹付機	トンネル工事用	E 0.466kWh/kW		34	コンクリート吹付機	トンネル工事用	E 0.466kWh/kW	
35	吹付ロボット				35	吹付ロボット			
36 ～ 102	(略)	(略)	(略)	(略)	36 ～ 102	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 （略）					備考 （略）				
別表第 4 （略）					別表第 4 （略）				

附 則 この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。